

三木市地域公共交通計画の変更について

標記計画において「市内を循環する路線バス」として位置付けている「三木営業所～三木高校口～みなぎ台」及び「北播磨総合医療センター方面行き路線バス」として位置付けている「北播磨総合医療センター～三木高校口～みなぎ台」については、これまで、国の「地域間幹線系統確保維持費国庫補助金」の支援を受けながら路線を維持し、標記計画においても当該補助金の対象路線バスと記載していた。

この2系統について、少子高齢化や人口減少の進展による利用者数の減少や、近年では、在宅ワークなど新型コロナウイルス感染症に伴う生活スタイルの変化等により、利用者数が減少してきており、令和7年度の輸送量の計画値は13.3人と、補助対象事業の基準（輸送量15人～150人）を下回ることとなった。

しかしながら、こうした厳しい状況下においても、当該系統が広く沿線地域住民の通勤、通学、通院、買い物などの日常生活や経済活動を支える必要不可欠な路線であることには変わらない。

そこで、当該2系統が市内を運行する地域間幹線系統「社～三木営業所～明石駅前」の主要拠点である「三木営業所」を経由するフィーダー系統としての機能も有していることを踏まえ、令和7年度から「地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金」を活用し、引き続き、路線の確保維持を図ることとする。

については、標記計画の内容を下記のとおり変更する。

記

旧

3. 3 路線バス

(1) 概要

(略)

一部路線については、市民が安全に公共交通を利用する機会を確保することを目的として、国、県及び市の補助金を活用し、路線バスの維持・存続を図っています。

(略)

表 3. 3-3 市内を循環する路線バス

事業概要						(略)
系統番号	路線名	(略)	補助金			(略)
			幹線	県市	市単	(略)
17	三木営業所 ～三木高校 口～みなぎ 台	(略)	<u>○</u>	○		(略)

出典：(略)

※(略)

※補助金の幹線は地域間幹線系統確保維持費国庫補助金、
県市は県の市町振興支援交付金による県・市の協調支援、
市単は市の単独補助の活用を表す。

新

3. 3 路線バス

(1) 概要

(略)

一部路線については、市民が安全に公共交通を利用する機会を確保することを目的として、国、県及び市の補助金を活用し、路線バスの維持・存続を図る必要があります。

(略)

表 3. 3-3 市内を循環する路線バス

事業概要						(略)
系統番号	路線名	(略)	幹線	フィーダー		(略)
						(略)
17	三木営業所 ～三木高校 口～みなぎ 台	(略)		<u>○</u>	○	(略)

出典：(略)

※(略)

※補助金の幹線は地域間幹線系統確保維持費国庫補助金、
フィーダーは地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金、
県市は県の市町振興支援交付金による県・市の協調支援、
市単は市の単独補助の活用を表す。

[illegible]